

## 地方税財源の充実確保を求める意見書

現在、地方財政は社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷などにより、厳しい状況が続いている。

このような中、地方自治体が市民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実とその確保が不可欠なものとなっている。

よって、国及び政府関係機関においては、地方税財源の確保と充実のため、次の事項を実現するよう強く求める。

### 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源の総額を確保すること。
- (2) 「地方交付税」は、本来の役割である財源保障機能や財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行などによることなく、「地方交付税」の法定率引き上げにより対応すること。
- (4) 地方財政計画における地域経済活性化のための歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げなど、国の政策誘導手段として「地方交付税」を用いることは避けること。

### 2 地方税源の充実確保等について

- (1) 国と地方の税源配分を「5：5」とし、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 「個人市民税」は、その充実と確保を図り、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 「固定資産税」は、その安定的な確保を図り、特にも償却資産の「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 「自動車取得税」及び「自動車重量税」は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月27日

岩手県北上市議会